

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-㊸)

施策名	軍備管理・軍縮及び不拡散				担当部局名	防衛政策局				
施策の概要	大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。				政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)				
達成すべき目標	①大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進 ②自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与				目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月		
測定指標	目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
① 国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動の協力	「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく取組みへの参加等			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (6) 軍備管理・軍縮及び不拡散 大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。				
	化学兵器禁止条約(CWC)により設立された化学兵器禁止機関(OPCW)への職員派遣									
	国連軍備登録制度に係る協力									
	国連軍事支出報告制度に係る協力									
	中国遺棄化学兵器の発掘・回収事業に係る協力									
	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)における自律型致死兵器システム(LAWS)の議論への参画									
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等			令和4年行政事業レビュー事業番号	
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)						
(1) 軍備管理・軍縮	5 (0)	5 (2)	0		1	大量破壊兵器の軍備管理・軍縮、不拡散に取り組むため、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会、オーストラリアグループ会合、化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議等に職員を派遣し、それぞれのレジームの規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力するほか、通常兵器の軍備管理・軍縮、不拡散については、既存の規制枠組みの会合等に職員を派遣し、実効性を高めるために協力する一方、特定通常兵器使用禁止・制限条約の各種会合では、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、議論に参加する。			0318	
施策の予算額・執行額	5 (0)	5 (2)	0			施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-5-(6)軍備管理・軍縮及び不拡散				

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-23)

施策名	軍備管理・軍縮及び不拡散		
測定指標	目標	施策の進捗状況	
①	国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動の協力		
	「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく取組みへの参加等		
	元年度	●令和元年度においては、以下の訓練に及び会合に参加し、関係国や国際機関と協力しつつ不拡散のための取組を推進した。 ・大韓民国主催拡散に対する安全保障構想(PSI)訓練「イースタン・エンデバー19」(7月) ・豪州主催PSIオペレーション専門家会合及びハイレベル政治会合(9月)	
	2年度	●新型コロナの影響により実績なし。	
	3年度	●令和3年度においては、以下の訓練に参加し、関係国や国際機関と協力し不拡散のための取組を推進した。 ・シンガポール主催拡散に対する安全保障構想(PSI)訓練「ディープ・セイバー2021」(10月)	
	4年度	●令和4年度においては、以下の訓練に参加し、関係国や国際機関と協力し不拡散のための取組を推進した。 ・米国主催「拡散に対する安全保障構想(PSI)」訓練「Fortune Guard 22」	
	化学兵器禁止条約(CWC)により設立された化学兵器禁止機関(OPCW)への職員派遣		
	元年度	●実績なし。	
	2年度	●実績なし。	
	3年度	●実績なし。(書類選考は通過)	
	4年度	●令和4年9月より、陸上自衛官1名をOPCW技術事務局査察局に査察官として派遣。	
	国連軍備登録制度に係る協力		
	元年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録すると共に、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。	
	2年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録すると共に、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。	
	3年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。	
4年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。		

国連軍事支出報告制度に係る協力			
元年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
2年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
3年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
4年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
中国遺棄化学兵器の発掘・回収事業に係る協力			
元年度	●内閣府に職員13名(内局部員・専門官クラス11名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
2年度	●内閣府に職員14名(内局部員・専門官クラス12名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
3年度	●内閣府に職員13名(内局部員・専門官クラス11名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
4年度	●内閣府に職員14名(内局部員・専門官クラス12名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)における自律型致死兵器システム(LAWS)の議論への参画			
元年度	●5月及び6月にLAWS非公式会合、8月にLAWS政府専門家会合、11月にCCW締約国会議がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、いずれの会合にも内部部局の職員(1~2名)が日本政府代表団の一員として出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
2年度	●9月にLAWS政府専門家会合がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、内部部局の職員(2名)がオンラインにて出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
3年度	●8月、12月、3月にLAWS政府専門家会合がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され(12月は直前でキャンセル)、また6月、12月、2月に同会議がオンラインで開催され、それぞれ内部部局の職員(1名)が出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
4年度	●7月及び3月にLAWS政府専門家会合、11月にCCW締約国会議がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、7月及び11月は内部部局の職員(1名)、3月は内部部局及び防衛装備庁の職員(各1名)が出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
担当部局名	防衛政策局	政策評価 実施時期	令和5年8月